

## 我孫子市地域公共交通会議分科会設置要領の一部改正(案)についての意見募集(パブリックコメント)結果の公表

お寄せいただいた意見及び意見に対する市の考え方を公表します。

### ■ パブリックコメントの結果

我孫子市地域公共交通会議分科会設置要領の一部改正(案)について、パブリックコメントを実施したところ、次の結果になりました。貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。

- 1 募集期間 令和8年1月16日から令和8年2月15日
- 2 提出人数 1名
- 3 意見総数 1件
- 4 公表場所

交通政策課、行政情報資料室(市役所本庁舎1階)、各行政サービスセンター、生涯学習センターアビスタ、湖北地区公民館、市民プラザ、我孫子市民図書館布佐分館、各近隣センター、我孫子市ホームページ

### 5 意見公募した内容

我孫子市地域公共交通会議分科会設置要領(案)(別紙参照)

我孫子市地域公共交通会議設置要綱(参考資料)

### 6 意見と意見に対する市の考え方

整理番号	提出された意見		意見に対する市の考え方
1	意見	交通会議の委員のメンバーが利益者側にかたよっている気がします。	交通会議には、道路運送法施行規則第4条の2第1項に基づいて必ず交通事業者が参加することになっています。 自治会の代表者等の参加については、市内には190の自治会があり、各自治会の世帯数も様々なことから委員の選出は難しいと考えます。 このため、市内を6つの地区に分け、住民によって地域の特性に応じた福祉活動を行っている地区社会福祉協議会から選出された者を委員とすることを「我孫子市地域公共交通会議設置要綱」に定めて分科会にも参加いただいています。
	理由	目的第1条に「地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客運送の確保」と書いてあるのだから自治会の代表者等も入れるべきだと考えてます。	

## 7 内容の修正について

我孫子市地域公共交通会議分科会設置要領については、我孫子市地域公共交通会議（構成員は、我孫子市、学識経験者、市内公共交通事業者、国土交通省関東運輸局千葉支局、市民代表等の計23名）にて、いただいたご意見を踏まえ、協議を行い、最終決定します。

## 8 担当 我孫子市役所 交通政策課 公共交通係

TEL : 04-7185-1111 (内線 20-659)